

流山市さくらねこ無料不妊手術チケット配布実施要領

令和5年4月1日改正

1 目的

この要領は、市民ボランティア団体が行う地域猫活動における「飼い主のいない猫の不妊去勢手術」（以下「不妊去勢手術」という。）等の活動を市長が支援するため、「公益財団法人どうぶつ基金」（以下「基金」という。）が行っている、「さくらねこ無料不妊手術チケット」（以下「チケット」という。）を利用するにあたり、当年度の行政枠を使用して地域猫活動を行う市民ボランティアが市長に申請するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫のこと
- (2) 地域猫 地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られており、特定の飼い主がなく、その地域で適正に管理されている猫のこと。
- (3) T N R 活動 飼い主の居ない猫を捕獲（T r a p）し、不妊・去勢手術（N e u t e r）を行い、元の場所に戻す（R e t u r n）活動をいう。
- (4) 地域猫活動 飼い主のいない猫を、その地域にあった方法で、管理者を明確にし、対象となる猫を把握するとともに、餌やふん尿の管理や、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など、地域住民が主体となり、地域のルールに基づいて適切に管理する活動で、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせ、将来的に飼い主のいない猫を無くしていくことを目的とする。

3 交付対象

チケットの交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすボランティア団体とする。

- (1) 飼い主のいない猫の生息する地域の住民や自治会等からの依頼を受け、T N R 活動を行うことができる団体であること。
- (2) 飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を受けさせ、地域住民や自治会等が行う地域猫活動の支援を行うことができる団体であること。

4 団体の登録申請

チケットの交付を受けようとするボランティア団体は、あらかじめ、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書（様式第1号）その他市長が必要と認める書類を市長に提出し、その登録を受けなければならない。

5 団体の登録

市長は、団体の登録申請があったときは、その内容を審査した上で、登録の可否を決定し、適当と認めるボランティア団体をさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録簿（様式第2号）に登録するものとする。

6 登録の取り消し

登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）が次のいずれかに該当するときは、市長はその登録を取り消すことができる。

- （1）さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付団体登録申請書に定める登録の条件を欠くに至ったと認めるとき。
- （2）偽りその他不正な手段によりチケットを利用したとき。
- （3）市長が登録団体として不適當と認めるとき。

7 申請

チケットの交付を受けようとする登録団体は、使用する月の前々月中にさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第3号）により、市長に申請するものとする。

8 交付

市長は申請があったときは、公益財団法人どうぶつ基金にチケットの交付を申請し、交付されたチケットについて、申請をした登録団体に交付するものとする。

9 返還

交付を受けた登録団体のチケット使用方法が不適當と認められるときは、市長は交付したチケットの返還を求めることができる。

10 活動報告

チケットの交付を受けた登録団体は、チケットを使用した月中にさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）使用報告書（様式第4号）を市長に提出するとともに、使用しなかったチケットを速やかに返却するものとする。

11 捕獲機の貸出

捕獲機の貸出に関しては、本事業に係わらない貸出も行うため、別に要領を定める。